

東京都立足立新田高等学校自動販売機設置事業者

募 集 要 項

- 1 目 的 本校生徒及び教職員の福利厚生及び災害時緊急利用のため設置する自動販売機の設置業者を選定する。なお、本校の生徒数は約 800 名程度である。
- 2 方 法 東京都教育財産管理規則第 15 条第 1 項第 4 号の規定による教育財産の使用許可により行う。採用された事業者は別途教育財産の使用許可申請を行うものとする。
- 3 設置期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。
- 4 設置場所 東京都足立区新田 2-10-16
東京都立足立新田高等学校内の指示する場所
- 5 設置台数 校舎棟 1 階生徒昇降口 4 台、体育館棟 1 階 1 台
- 6 応募資格
 - (1) 公共施設等への飲料自動販売機の設置実績があること。
 - (2) 東京都内で販売・営業活動を行う本・支店又は営業所があること。
 - (3) 税を滞納していないこと。
 - (4) 資産状態が良好であること。
 - (5) 商品販売に必要な営業許可を取得していること。
- 7 設置事業者が負担する経費及び納入方法
 - (1) 使用料
市価より低廉な価格で清涼飲料水等を販売するために自動販売機を設置する場合は、東京都行政財産使用料条例第 5 条第 4 号の規定に基づき、建物の使用料は免除するものとする。
 - (2) 光熱水費
 - ① 水道料、電気料等建物の使用に伴う経費（光熱水費）は使用者の負担とし、東京都立足立新田高等学校長（以下「学校長」という。）と使用者の間で別途、協定書を作成する。使用者は使用量計測のため、専用の子メーターを設置すること。
 - ② 光熱水費の計算にあたっては、自動販売機は「冷蔵庫」として取り扱うこととし、昭和 45 年 2 月 18 日付 45 教総経発第 23 号「行政財産の使用許可に伴う光熱水費の計算方法について」により「別冊 A」を適用する。
 - ③ 光熱水費については、毎月、協定書に基づき算出し得た額を本校が発行する納入通知書により、本校が指定する期限までに納入すること。
 - (3) 設置及び撤去費用
自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

8 自動販売機の設置条件

(1) 自動販売機の仕様について

- ① 環境負荷低減に配慮したノンフロン、ヒートポンプ式の省電力機種とする。
- ② 特定飲料メーカーの社名、商品名等の表示、広告宣伝等の表示は行わないこと。
- ③ 少なくとも複数台について、キャッシュレス決済（電子マネー、QRコード決済）に対応していること。
- ④ 非常災害時による停電時において、飲料を無償で提供できる機能を備えていること。
- ⑤ 本体に漏電遮断器を取り付けること。
- ⑥ 設置に際し、転倒防止対策を講じること。ただし、床及び壁への金具の打ち付け等、既存施設を改変することは認めない。

(2) 商品の補充及び容器回収とその処分について

- ① 自動販売機及びその設置場所周辺は定期的に清掃を行い、清潔で衛生的に保つこと。
- ② 自動販売機設置周辺に、販売した商品を回収するための回収容器を設置すること。
- ③ 回収容器は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック、ラッピングシール等（以下、空き缶等とする）を明確に分別できるようにすること。ただし、使用者が回収した後、当該区分に分別する場合は、回収容器の区分がこのとおりでなくても差し支えない。
- ④ 回収した空き缶等について、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- ⑤ 販売品は、年間行事予定に配慮し、不足を生じないように補充すること。また補充の時間帯は昼休みを避けること。

(3) 機器の運用について

- ① 設置業者は自動販売機の管理、保全及び代金回収を行うとともに、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑その他の異常を発見し、または学校より連絡を受けたときは、設置業者の負担により速やかに修復すること。
- ② お金の詰まり、決済不良、商品がでないなどのトラブル対応について、自動販売機本体にわかりやすく掲示すること。対応については、事前に学校に確認すること。
- ③ その他の自動販売機に関する苦情、問い合わせについては、連絡先を明示するなど、設置業者の責任において対応すること。

9 販売商品について

(1) 販売品目

- ・清涼飲料水
（ミネラルウォーター類、茶系飲料、紅茶飲料、スポーツ飲料、コーヒー飲料、果汁飲料、炭酸飲料、その他飲料 ただし、いわゆるエナジードリンクは除く）
 - ・その他（ココア飲料・コーンスープ等）
 - ・牛乳、乳飲料、乳性飲料、ジュース類（果汁・野菜汁）
 - ・デザート類（プリン、ゼリー）、栄養補助食品等
- 上記以外の品目については、学校担当者と協議を行うこと。

(2) 容器の形状

商品の容器は、原則として開閉栓のあるペットボトル及び缶とするが、牛乳及び乳飲料については、紙パック商品も可とする。それ以外の形状については、事前に学校に相談すること。

(3) その他

- ① 設置業者は、食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。
- ② 設置業者は、自動販売機を利用したものが、その商品により健康上の障害を生じた場合、一切その責を負うこと。
- ③ 契約後、履行期間中は原則として価格の変更をしないこと。ただし、メーカー等の価格改定により販売価格を変更する必要がある場合は、事前に学校に協議を行うこと。
- ④ 設置業者は、販売する商品の種類について、事前に学校と協議を行い指示に従うこと。
- ⑤ 設置業者は、商品ごと販売個数など、学校の求めに応じ、必要な事項を報告するものとする。

10 その他

(1) 自動車の使用

履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条 のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は 写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- ③ 作業終了後は、速やかに退出すること

(2) 使用許可の取り消し

次の各号に該当した場合、本校は許可期間の満了を待たずに使用許可を取り消す。

- ① 使用者が使用許可条件に違反したと学校長が認めたとき。
- ② 使用者自らが真に止むを得ない事由により、自動販売機設備全ての撤去を学校長に申し出たとき。その場合、第三者への権利譲渡は認めない。

(3) その他

- ① 使用許可条件に明記のない事項等、不明な点は本校担当者と協議のうえ決定する。
- ② 使用許可期間中における使用許可条件の改定については、本校が施設管理上、教育活動上必要とする場合のほか、東京都教育委員会が別に定める教育財産の使用許可に関する規則 等が改正された場合に限り、双方で協議を行い決定する。

11 応募方法

(1) 応募期間 令和 7 年 1 1 月 4 日（火）から同年 1 1 月 2 8 日（金）まで

(2) 提出書類

① 登記簿謄本(現に効力を有する部分のみ)

個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本、個人で営業している場合は市区町村長の発行する身分証明書

② 納税証明書

申請時を基準として直前 1 カ年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税（いずれも、確定申告分）、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。

ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書

③ 財務諸表

申請時を基準として、直前2ヵ年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書

④ 販売品目及び価格表（様式例2-2）

⑤ 経歴書（様式任意）

⑥ 企画書

ア 商品の一覧表

商品名、容器種類、内容量、定価、販売価格、値引き額を一覧表示すること。

イ 故障等の連絡を受けた場合の対応

ウ 容器の回収、商品の補充、機器点検の頻度

エ 自動販売機のデザイン、機能（省エネ、災害時対応、ユニバーサルデザイン等）

オ その他

12 選定結果 企画書を総合的に判断の上決定し、応募者に通知する。

【連絡先】〒123-0865

東京都足立区新田 2-10-16

東京都立足立新田高等学校

経営企画室 是枝

電話 03-3914-4211